

教員各位

新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施している  
入構制限の例外措置に対する取扱いについて（通知）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学生は2021年4月29日（木・祝）から東京都に緊急事態宣言が発令されている期間中、入構を制限しているところです。

ただし、次の①及び②に示すような「真にやむを得ない場合」には、別紙「申請書」及び「入構者名簿（授業については受講者名簿での代替を可とする。）」に研究室単位又は授業科目単位で取りまとめて必要事項を記入し、メールにて提出することで、入構を例外的に認めることとしますので、下記に基づき手続きしてください。

- ① 乗船実習など、どうしても対面での授業実施が必要であると学部長、研究科長及び専攻科長が判断した授業の受講のために入構する場合
- ② 9月卒業・修了予定の学部4年生及び大学院学生において、卒業論文・修士論文・博士論文作成のため、指導教員が、実験研究等、指導上やむを得ず、特にその学生の入構の必要性が高いと判断した場合

記

**【申請書及び入構者名簿提出期限】**

4月27日(火)17:00までに、4月29日(木・祝)～5月11日(火)分をまとめて申請すること。（※変更等がある場合は、4月30日(金)12:00までに提出すること。以後の変更はできないため入構不可。）

**【提出方法】**

研究室単位又は授業科目単位で別紙1「申請書」及び別紙2「入構者名簿（授業については受講者名簿での代替可。）」を作成し、メールにて提出すること。

**【提出先】**

品川キャンパス：施設課課長補佐 ([nyukoshinsei@o.kaiyodai.ac.jp](mailto:nyukoshinsei@o.kaiyodai.ac.jp))

越中島キャンパス：越中島地区事務室管理係 ([e-kanri@o.kaiyodai.ac.jp](mailto:e-kanri@o.kaiyodai.ac.jp))

**【注意事項】**

- 本件は緊急事態宣言発令中の入構制限となっている状況における真にやむを得ない理由での例外措置である。そこで、研究室所属の全学生を入構させる、あるいは全期間に渡って入構させるなどの機械的な申請は行わないこと。
- 各事務担当に提出された「入構者名簿」は、各正門守衛所に配置され、当該名簿に記載のある学生のみ入構が可能となり、入構に際しては、本人確認を行うので、必ず身分証明書（学生証等）を提示すること。
- 本手続による入構の確認は、4月29日（木・祝）から適用されること（届出のない学生は、キャンパスへの入構不可）。